
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 583 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 583 回企業会計基準委員会（2026 年 9 月 3 日開催）において、適用時期の検討、金融資産の減損に関する公開草案に寄せられた主なコメントとその対応案及び改正企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」等の文案に関する検討について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（適用時期及び早期適用に関する事項）

2. 審議事項(2)-2 の第 28 項で示した事務局の提案に賛同する。
3. 財務諸表利用者の観点から事務局の提案が妥当であると考ええる。

適用時期

4. 生命保険協会の公開草案に対する適用時期に関するコメントを提出しているが、既に多くの生命保険会社が適用に向けた準備を進めており、金融資産の減損に関する会計基準を確定させることが重要であると考えから、事務局の提案に賛同する。
5. 強制適用の時期について、IFRS 会計基準の予想信用損失モデルの導入は 2018 年であり、多くの時間が経過していることから日本基準においても早期に導入する方がよいと考える一方で、導入するにあたって、金融機関の準備期間が必要であることも理解できる。よって、バランスがとれた事務局の提案であると考ええる。

早期適用

6. 実務において公表日の属する事業年度の期末から適用するニーズがあることは理解しているものの、期末から適用することの弊害については事務局の分析のとおりであり、早期適用について期首からの適用とすることが適切であると考ええる。

7. 生命保険協会の公開草案に対する早期適用に関するコメンは、会計上の見積もりの変更と同様に期末から適用することを想定していたものと理解している。この点について、コメント対応表においてどのような対応となるか確認したい。
8. すでに予想信用損失モデルの導入準備が進んでいる大手金融機関等が早期適用することにより、国際的な比較可能性が高まりつつ、国内の先行事例が蓄積され、後続して導入する企業の一助となると考える。

(改正企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」の文案に関する事項)

9. 審議事項(2)-4 の第 90-4 項に関する事務局の提案について、金融保証契約について引当金に該当することが明らかなものは引当金として計上する方が適切と考えているため、当該提案に賛成する。
10. 審議事項(2)-4 の第 120-5 項に示した適用時期について、「会計基準の公表から原則的な適用時期までの期間を 3 年程度とする」とした記載がある。当該記載について、会計基準を公表する時期によって、記載した期間を修正するか確認したい。また、「公表にあたって」にも同様の表現があるため、あわせて確認して頂きたい。

(「公表にあたって」の文案に関する事項)

11. 審議事項(2)-20 について、国際的な会計基準との整合性や比較可能性について述べられているものの、会計基準の改正にあたって重要なポイントは、発生損失モデルから予想信用損失モデルに変更することにより、将来予測的な情報を含む広範な情報を適時に財務諸表に認識できるようになることであると考えている。この点について、「公表にあたって」に記載することを検討いただきたい。
12. 発生損失モデルから予想信用損失モデルに変更することは、現在の銀行監督の中で示されている伴走支援に対するインセンティブづけとして非常に有意義であると考えている。このため、発生損失モデルから予想信用損失モデルに変更することにより、将来予測的な情報を含む広範な情報を適時に財務諸表に認識できるようになることは重要な点と考える。

以 上